

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成29年9月15日（平成29年（行個）諮問第145号）

答申日：平成29年12月21日（平成29年度（行個）答申第169号）

事件名：本人が行った同一開示請求に対する対応が変わった理由・背景・経緯
が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。このうち、別表の1に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報を「本件請求保有個人情報1」といい、別表の2に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報を「本件請求保有個人情報2」という。）の開示請求につき、本件請求保有個人情報1につき、これを保有していないとして不開示とするとともに、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報として、別紙2に掲げる文書2-1ないし2-6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報について保有していないとして不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年8月10日付け20170712統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

本件の開示請求にあたって審査請求人が経済産業省に提出・受理された請求書には、以下のように付記を記載している。

「※6回の決定に際しての決裁文書はもちろんのこと、それらへの対応の都度、検討、意思決定を行うために、大臣官房調査統計グループのみならず、経済産業省全体として作成、利用・活用、保有した全ての文書。メール、メモ等文書の体裁は問わない。」

今回、開示された文書は、審査請求人が「もちろんのこと」と指摘した6回の開示（不開示）に係る決裁文書のみだが、これらに伴う審査請

求人からの審査請求，情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対する経済産業省からの諮問に関連した文書が，明らかに開示すべき文書に含まれているべきと考えられるところ不開示となっていることに加え，「経済産業省全体」とあえて記したのは，審査請求人が行った公益通報に関連し大臣官房監察室，同個人情報保護室が保有している文書等も想定しての付記に他ならない。

故に，今回の開示された文書のみでは，明らかに開示すべき文書が欠けていることから，改めて，大臣官房調査統計グループのみならず，経済産業省全体として作成，利用・活用，保有した，開示されて然るべき全ての文書を探索・開示いただくため審査請求を行う。

（２）意見書

本事件については，添付の開示請求を行うことにより，あって然るべき，これまでの開示請求に対して開示されていて然るべき行政文書の再確認を行っているところである。

単に「（開示すべき文書がない（ので原処分は妥当）」と，理由説明書により審査会に示すことだけでは，本来あるべき行政機関としての説明責任を果たしたと言えないはずである。

『諮問庁は，「ない」のであれば「ない」なりの事情等の説明を，行政機関として，私に対して示すべき』

このことを審査請求人の意見とさせていただきます。

（意見書添付資料は省略する。）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり，本件開示請求を受け，請求内容に合致する行政文書を探索したが，保有を確認できなかったことから，法 9 条 2 項の規定に基づき，原処分を行った。

2 審査請求人の主張について

（１）開示請求書に記載された開示を請求する保有個人情報のうち，

「平成 29 年 7 月 11 日午後 2 時，審査請求人は鉱工業動態統計室の担当者から，平成 27 年 8 月 11 日付けで審査請求人が経済産業省に提出・受理された保有個人情報利用停止請求書（以下「別件利用停止請求書」という。）の原本の写しの開示（写しの交付及び閲覧）いただいたが，今回の開示請求は添付のとおり，昨年開示請求の日付けのみを変更しただけの，いわば同一文書に係る同一の請求内容の『再開示請求』である。

昨年の開示については，添付資料のとおり，鉱工業動態統計室長に対し，再三，閲覧の要請を行ったものの一切の応答もないまま現在に至るまで閲覧は行われぬまま何らの連絡もなく放置され，日付

けを変えただけの今回の再開示請求については『写しの交付だけでなく閲覧も同時にいただけた理由・背景・経緯』が全く理解できない。

については、『別件利用停止請求書に関連し、都合6回、開示請求を行ってきた結果、全く同じ請求内容に対しての全く同じ開示決定に対して、経済産業省の対応が変わった理由・背景・経緯に係る全ての文書』の開示を求める。」

については、別表の「開示請求の対象となる保有個人情報」の「文書1」を本件対象保有個人情報として特定したものの、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示としたものである。

(2) 開示請求書に記載された開示を請求する保有個人情報のうち、

「6回の決定に際しての決裁文書はもちろんのこと、それらへの対応の都度、検討、意思決定を行うために、貴省大臣官房調査統計グループのみならず、貴省全体として作成、利用・活用、保有した全ての文書。メール、メモ等文書の体裁は問わない。」

については、別表の「開示請求の対象となる保有個人情報」の「文書2-1から文書2-6」を本件対象保有個人情報として特定した。

なお、不開示部分に該当する箇所はなく、その全部を開示としたものである。

(3) 審査請求人は存在していて然るべき本件対象保有個人情報を開示するよう主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件対象保有個人情報の探索を行ったものの、別表の「開示請求の対象となる保有個人情報」に掲載された「文書2-1から文書2-6」以外の存在は確認できなかった。

以上により原処分は妥当である。

3 結論

以上のとおり本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年10月18日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年12月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、審査請求人が別件利用停止請求書に関連して行った同一内容の保有個人情報開示請求6回に対する開示決定（以下「別件開示決定」という。）について、処分庁の対応が変わった理由・背景・経緯に係る全ての文書に記録された本人に係る保有個人情報（本件請求保有個人情報1）並びに別件開示決定に際しての決裁文書及びそれらの対応について検討を行うために作成・取得した全ての文書に記録された本人に係る保有個人情報（本件請求保有個人情報2）の開示請求に対し、本件請求保有個人情報1について不存在につき不開示とするとともに、本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報として本件対象保有個人情報を特定し、開示する原処分を行った。審査請求人は、保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

（1）本件請求保有個人情報1について

本件請求保有個人情報1について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、審査請求人は同一の文書に係る一連の開示請求の過程で当初の開示決定がその後不開示決定へと全面的に変更された旨主張するが、処分庁は、審査請求人が主張するような変更を行っていないため、かかる変更に関する保有個人情報は作成も保有もしていないとの説明があった。

そこで文書2-1ないし2-6を確認したところ、審査請求人がこれまで行った一連の開示請求は、同人の別件利用停止請求書の原本の写し又は原本そのものに係る開示請求であったため、処分庁は、写しと原本という異なる文書の開示請求に対してそれぞれ全部開示決定と不開示決定を行ったことが認められる。したがって、別件開示決定に関して、同一の文書に係る開示決定の変更は行っていないため、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報は作成も保有もしていない旨の諮問庁の上記説明は首肯でき、他に本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

（2）本件請求保有個人情報2について

ア 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

（ア）本件請求保有個人情報2については、別件開示請求に際し、開示決定等を行った際の決裁文書に記録された本人に係る保有個人情報を求めるものと解した。

(イ) このため、本件請求保有個人情報2が記録された文書として文書2-1ないし2-6を特定し、開示した。当該文書以外に本件請求保有個人情報2が記録されている文書は保有していない。

イ 諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、文書2-1ないし2-6に記録された保有個人情報はいずれも本件請求保有個人情報2に該当するものと認められ、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報は保有していない旨の諮問庁の上記ア(イ)の説明は不自然、不合理とはいえず、経済産業省において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報2に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したこと及び本件対象保有個人情報以外の本件請求保有個人情報について保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

(別紙1)

平成29年7月11日午後2時、審査請求人は鉱工業動態統計室の担当者から、平成27年8月11日付けで審査請求人が経済産業省に提出・受理された保有個人情報利用停止請求書の原本の写しの開示(写しの交付及び閲覧)いただいたが、今回の開示請求は添付のとおり、昨年の開示請求の日付けのみを変更しただけのいわば同一文書に係る同一の請求内容の「再開示請求」である。

昨年の開示については添付資料のとおり、鉱工業動態統計室長に対し、再三、閲覧の要請を行ったものの一切の応答もないまま現在に至るまで閲覧は行われぬまま何らの連絡もなく放置され、日付けを変えただけの今回の再開示請求については「写しの交付だけでなく閲覧も同時にいただけた理由・背景・経緯」がまったく理解できない。

については、「上記保有個人情報利用停止請求書に関連し、都合6回、開示請求を行ってきた結果、まったく同じ請求内容に対してのまったく同じ開示決定に対して、経済産業省の対応が変わった理由・背景・経緯に係るすべての文書」の開示を求める。

※ 6回の決定に際しての決裁文書はもちろんのこと、それらへの対応の都度、検討、意思決定を行うために、大臣官房調査統計グループのみならず、経済産業省全体として作成、利用・活用、保有したすべての文書。メール、メモ等文書の体裁は問わない。

(開示請求書添付資料は省略する。)

(別紙2)

文書1 保有個人情報利用停止請求書(平成27年8月11日)に関連し、都合6回、開示請求を行ってきた結果、全く同じ請求内容に対しての全く同じ開示決定に対して、経済産業省の対応が変わった理由・背景・経緯に係る全ての文書

文書2-1 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(20160322統第1号,平成28年4月21日)

文書2-2 保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(20160509統第2号,平成28年6月7日)

文書2-3 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(20160629統第2号,平成28年7月28日)

文書2-4 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(20160815統第1号,平成28年9月14日)

文書2-5 保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(20170105統第2号,平成29年2月3日)

文書2-6 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(20170605統第1号,平成29年7月4日)

(別表)

通 番	開示請求書に記載された開示を請求する保有個人情報	開示請求の対象となる保有個人情報	開示・不開示の別、及び不開示とした部分とその理由
1	<p>平成29年7月11日午後2時、審査請求人は鉱工業動態統計室の担当者から、平成27年8月11日付けで審査請求人が経済産業省に提出・受理された保有個人情報利用停止請求書の原本の写しの開示（写しの交付及び閲覧）いただいたが、今回の開示請求は添付のとおり、昨年の開示請求の日付けのみを変更しただけのいわば同一文書に係る同一の請求内容の「再開示請求」である。</p> <p>昨年の開示については添付資料のとおり、鉱工業動態統計室長に対し、再三、閲覧の要請を行ったものの一切の応答もないまま現在に至るまで閲覧は行われぬまま何らの連絡もなく放置され、日付けを変えただけの今回の再開示請求については「写しの交付だけでなく閲覧も同時にいただけた理由・背景・経緯」がまったく理解できない。</p> <p>については、「上記保有個人情報利用停止請求書に関連し、都合6回、開示請求を行ってきた結果、まったく同じ請求内容に対してのまったく同じ開示決定に対して、経済産業</p>	<p>文書1</p> <p>「保有個人情報利用停止請求書（平成27年8月11日）に関連し、都合6回、開示請求を行ってきた結果、全く同じ請求内容に対しての全く同じ開示決定に対して、経済産業省の対応が変わった理由・背景・経緯に係る全ての文書」</p>	<p>不開示（全部を開示しない）</p> <p>理由：開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文を作成・取得していないため不開示とした。</p>

	省の対応が変わった理由・背景・経緯に係るすべての文書」の開示を求める。		
2	6回の決定に際しての決裁文書はもちろんのこと、それらへの対応の都度、検討、意思決定を行うために、大臣官房調査統計グループのみならず、経済産業省全体として作成、利用・活用、保有したすべての文書。メール、メモ等文書の体裁は問わない。	<p>文書2-1「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（20160322統第1号，平成28年4月21日）」</p> <p>文書2-2「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（20160509統第2号，平成28年6月7日）」</p> <p>文書2-3「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（20160629統第2号，平成28年7月28日）」</p> <p>文書2-4「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（20160815統第1号，平成28年9月14日）」</p> <p>文書2-5「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（20170105統第2号，平成29年2月3日）」</p> <p>文書2-6「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（20170605統第1号，平成29年7月4日）」</p>	全部開示（不開示とした部分は無し）